

令和2年度（2020年度）第5回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年2月12日（金）午後1時30分から午後4時30分まで
 2 場 所 吹田市役所 高層棟7階会議室
 3 出席委員 （委員長） 中村 哲
 （委員） 高橋 明男
 （委員） 梶 哲教

4 会議の概要

- (1) 令和2年7月1日から令和2年9月30日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。
 (2) 同期間に契約を締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額（円）
1	指名競争入札（工事）	旧西尾家住宅外塀（鉄筋コンクリート塀）保存修理工事	78,540,000
2	随意契約（業務委託）	吹田市立岸部第二小学校仮設空調機設置業務 吹田市立吹田第二小学校ほか2校仮設空調機設置業務 吹田市立第五中学校仮設空調機設置業務	9,407,200 4,477,000 3,300,000
3	一般競争入札（賃貸借）	共通基盤システム用サーバ機器等（令和2年度増設分）賃貸借	69,174,600
4	プロポーザル	GIGA スクールネットワークシステム構築・運用保守業務	1,046,100,000
5	一般競争入札（物品購入等）	教育用タブレット PC（GIGA スクール構想対応用）	1,328,140,000
6	一般競争入札（業務委託）	吹田市下水処理場等遠方監視運転操作維持管理委託業務 浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検業務【長期継続契約】	1,468,500,000 374,000,000
7	一般競争入札（工事）	泉浄水所フラッシュミキサー・フロキュレータ操作盤更新工事 片山浄水所・泉浄水所連絡管 連絡弁盤設置工事	17,792,500 13,607,000

8	随意契約 (業務委託)	阪急山田駅前自転車駐車場早朝・夜間警備業務及び 機械警備業務【長期継続契約】	29,935,620
	指名競争入札 (業務委託)	阪急千里山駅前東自転車駐車場夜間管理業務【長期 継続契約】 JR吹田駅前北自転車駐車場夜間管理業務【長期継続 契約】	10,615,000 11,000,000
9	随意契約 (コンサル)	吹田市立千里第二小学校校舎等増築工事監理業務	25,080,000

5 議事録

○事務局

ただいまから令和2年度第5回入札等監視委員会を開催いたします。

本日の議題は令和2年7月から令和2年9月までの入札・契約手続きの運用状況について事務局から報告し、その中から各委員に抽出していただきました案件についてご審議いただきます。

それでは、中村委員長、議事進行をお願いいたします。

○中村委員長

まず始めに、本日は全委員が出席しておりますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、次第1の「令和2年7月から令和2年9月までの入札及び契約手続等の運用状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局 資料に基づき報告

○中村委員長

今の説明に対して、何かご意見ありますか。

○梶委員

本日の案件8のうちの「阪急山田駅前自転車駐車場早朝・夜間警備業務及び機械警備業務【長期継続契約】」は資料1の入札・契約方式別発注工事等一覧表では指名競争入札の欄に記載されていますが、資料2の閲覧台帳では不調随契となっています。随意契約として訂正が必要ではないですか。

○事務局

指名競争入札を実施した結果、不調となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結したものですので、本来であれば随意契約として報告するべきものでした。訂正させていただきます。

○中村委員長

資料の訂正をお願いします。特に意見は無いようですので、次第2の抽出案件の審議に進みます。

【案件 1】旧西尾家住宅外塀（鉄筋コンクリート塀）保存修理工事

○文化財保護課 説明

○中村委員長

この入札では指名業者が2者と少なく、そのうち1者が辞退しています。重要文化財に関わる修繕工事が難しいことはわかりますが、本体工事ではなく外塀工事でも専門的な知識や技術は必要なのですか。

○文化財保護課

外塀につきまして、いわゆるドイツ壁という建築様式になっており、専門的な文化財を扱う業者でないと難しいです。

○中村委員長

指名競争入札に参加するためには、事前に吹田市の入札参加有資格者として登録が必要ということで、今後登録してくれる業者を拡充したいとの説明がありました。関西一円、特に京都や奈良では、このような工事を施工する業者があると想定されます。範囲を拡大して業者登録をしていただくということを考えておられますか。

○文化財保護課

京都や奈良は文化財が多く、建築業者が多くあると思いますので、そこは広げて対象としていきたいと考えています。

○中村委員長

聴取事項に対する説明書では、当初3者で指名競争入札を実施したものの、3者とも辞退したため、2者で再度入札を実施したとの説明がありますが、入札結果等閲覧台帳を見ると、3者で実施した当初の入札について記載がありません。入札手続きとしては2回あったのですか、1回だったのですか。

○文化財保護課

入札としては2回実施しました。1回目は3者で入札して不調に終わり、2回目は仕様を見直して2者で再度入札をしました。資料の入札結果等閲覧台帳は2回目の入札結果です。

○中村委員長

閲覧台帳には1回目の入札については記載しないのですか。

○文化財保護課

今回は提出していませんが、1回目の入札結果は別にあります。

○中村委員長

それぞれ、別の時期に入札を行ったということですか。

○文化財保護課

おっしゃるとおりです。1回目の入札は7月10日で、2回目の入札は7月31日です。

○梶委員

保存修理工事とありますが、震災で傷んでその補修と理解してよろしいですか。

○文化財保護課

地震によるものもありますが、平成28年度に実施した耐震診断で耐震性がないとの結果を受けたため、今回、耐震補強の工事を行いました。

○高橋委員

重要文化財として保存管理をしなければならないものは他にどれぐらいありますか。

○文化財保護課

市が管理する建築物としては2つあり、1つが本件で国の重要文化財です。もう1つは旧中西家住宅で、こちらは市の指定文化財です。

○高橋委員

市の指定文化財に関しては、近い将来このような形で修繕が必要になってきますか。

○文化財保護課

旧中西家住宅についても江戸時代にできた建物で、修繕が必要になります。今年度に破損調査を行っており、修繕は何年後になるかわかりませんが、計画を立てていく必要があります。

○高橋委員

修繕できる業者は限られますので、次の時に同じことにならないように気を付けてください。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

- 【案件2】 吹田市立岸部第二小学校仮設空調機設置業務
吹田市立吹田第二小学校ほか2校仮設空調機設置業務
吹田市立第五中学校仮設空調機設置業務

○学校管理課 説明

○中村委員長

コロナ禍の特殊な業務ということは十分理解しました。指名競争入札を実施して不調となったということですが、予定価格の設定にあたって見積りは何者から取ったのか、それを踏まえてどのように予定価格を算定したのかを説明してください。

○学校管理課

入札の2週間ほど前に3者から見積りを取り、2番目の金額を予定価格としました。

○中村委員長

予定価格を設定された後の短期間に価格が高騰した事情をどのように考えていますか。

○学校管理課

多少は予想していたのですが、思った以上に価格が上がり、後で業者に確認したところ、リースで出ていってしまう部分がほとんど在庫がないということでした。そのような状況で調達することになるのでどうしても金額が高くなる、と聞いております。

○高橋委員

今回は新型コロナウイルスの影響で非常に変則的な事業形態を取らざるを得なかったのかなと思います。この空調機に関しては今年度中に整備するので、今後はこのような問題は起こらないことはわかりました。学校の設備に関して、新型コロナウイルスの影響は予測不可能なことも多いと考えられます。学校の管理を担当される課としては、今後、急遽、何らかの造作が必要となることは想定されていますか。例えば、直近で考えられるのは、ワクチンの接種などに学校が使われる可能性があります。環境や設備について何か検討をされていますか。

○学校管理課

委員のご指摘通り、今後何が起こるかわかりません。ワクチン接種に関しては、今の段階では調整をしながら、全庁上げて方法等を検討しているところです。今のところ、国や府も含めて、特にこれを用意するという情報はなく、今の時点でコロナのために何かするということは特に想定はできない状況です。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

【案件3】 共通基盤システム用サーバ機器等（令和2年度増設分）賃貸借

○情報政策室 説明

○中村委員長

入札にあたって、システムの開発業者と綿密に打ち合わせをした上で、機器の型番と納入元（製造メーカー）を指定したとのことですが、納入元から直接リースすることは難しかったのですか。

○情報政策室

メーカーが直接リースすることはありませんので、リース会社を通すということになります。リース料率は会社によって差がありますので、入札としています。

○中村委員長

今回、入札に参加した業者は1者で、機器の製造メーカーの関連会社だと思うのですが、本件の機器はその関連するメーカーが製造した機器ですか。

○情報政策室

そのとおりです。

○中村委員長

それであれば、リース会社はある程度限られるのではないですか。

○情報政策室

リース会社は、AリースやBキャピタルなどがありますが、それぞれが関連する会社の看板商品を持ってくるとは限りません。例えば、AリースがB社の商品を持ってくるともあります。

○中村委員長

対象の機器はリース会社を通してしか納入してもらえず、リース会社としては背後の親会社に関係なく、色々な対象機器を持っているということなので、競争入札にしたということですね。

○情報政策室

おっしゃるとおりです。それから、メーカーの看板を背負っていないリース会社もあります。

○梶委員

リース会社が行うのは、ハードウェアを持ってきて据え付けるだけと理解してよいですか。

○情報政策室

おっしゃるとおりです。

○梶委員

ハードウェアにトラブルがあった場合は、システム開発業者が対応することになりますか。

○情報政策室

窓口としてはリース会社になりますので、初期不良等はリース会社に話をし、その後リース会社からメーカーの方に話をしたいと思います。一旦稼働してからの話は、保守業者が入っておりますのでこちらの方に話をすることになります。

○高橋委員

共通基盤システム用のシステムを最初に手がけて導入したら、そこから自動的にサーバに関しても、同じメーカーの機器を使うと予想できている話なのですか。

○情報政策室

システムについては、5者によるプロポーザルで決定しました。システムをのせるためのマシンについては自社の商品を提案していたと記憶しています。今回はシステムとハードは同一メーカーのものとなっており、契約は10年となっています。リースは5年なので、一旦途中でリースを更新します。更新の際には、そのシステムに合うハードを選定することになります。

○高橋委員

現在、国がIT化を全面的に統合しようとしています。システムの共通基盤が吹田市と他市で違う場合、相互のシステムのやりとりを行うために、もう1度見直しをすることはあるのですか。

○情報政策室

共通基盤の上に国民健康保険のシステムや住民基本台帳のシステム、税の大きなシステムなどがのっています。これらについては、共通基盤とは違う複数のメーカーが混在しています。それらをマッチベンダーと呼び、それぞれ別々のシステムを統合しているのが、ここでいう共通基盤になります。ですので、共通基盤のメーカーが各市で違う場合であっても、十分に仕様さえ固めれば大丈夫だと思います。連携するのはあくまでそれぞれの共通基盤で連携します。そのため、切り口の接続のところを調整すれば十分連携するという事です。

○高橋委員

今回の場合は、いわばそのシステムの親となるものなので、安定して動かすために親和性を考慮して条件の指定を行ったということですか。

○情報政策室

親和性もありますが、何か問題があったときに切り分けが難しいことがあります。システム側はハードのせい、ハード側はシステムのせいとなったときに、非常に調整がしにくいです。システムは待ってくれませんが、止まってしまうと大変なことになりますので、そういう意味で統一したメーカーで固めたシステムは調整がしやすいということがあります。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

【案件4】GIGA スクールネットワークシステム構築・運用保守業務

○教育センター

補足の説明をさせていただきます。提出させていただいた説明書では1者のみの応募となった時点で再募集をしなかった理由として、GIGAスクール構想の実現を今年度中に行うことを政府が強く

要請してきたことを記載していますが、本業務については令和2年2月にRFIで情報提供依頼を行っていて、吹田市としても今年度中の実施については強く考えていたところです。

○高橋委員

今回のプロポーザルは、1者のみの応募となっています。参加者が1者の場合の取り扱いを定めておられて、その中で評価点の6割以上を獲得していなければならないことが書かれています。今回はその要件をクリアされたとのことですが、プロポーザルの結果のところ、見積金額が0点となっています。これがどういう意味かよくわからなかったもので、説明してください。

○教育センター

採点基準がありまして、予定価格に対する比率で点数として加算する方式となっています。本プロポーザルに関しては、予定価格に対して99.9%の金額提示でしたので、見積金額の得点は0点という評価となりました。

○高橋委員

理解できました。もう1点ですが、再募集することを考えなかったのかとの質問に対して、提案内容に問題がないということで、再募集を行わなかったと回答していただきました。仮にここで仕様内容を満たしていないと判断して、再募集を行うことがあり得るのですか。6割以上の評価点を獲得していても再募集するという可能性はあるのですか。

○教育センター

評価点の6割以上を獲得している場合については、再募集を行うことを要綱上では定めていません。吹田市で作成した仕様を基本的にすべて満たしており、さらにその提案内容が、仕様を上回って明らかに有利な提案がなされている場合に限り6割以上の得点をつけます。

○高橋委員

6割という数字と仕様内容を満たすことが対応しているというのは、どこを見ればわかりますか。

○教育センター

得点に関しては5段階で分けており、5段階の評価のうち上から2番目をすべて取り続けて初めて概ね6割獲得ができる採点表になっています。その上から2番目というのが仕様を満たしている、または仕様を満たしてかつ有利という形で、採点委員が判断して採点をしています。

○高橋委員

見積金額が0点ということはその6割ということには影響しないのですか。

○教育センター

実施要領の第11条に記載しているとおり、評価点のうち価格点を除いた合計点が6割以上を獲得しているかということになります。

○高橋委員

この第11条で書かれている価格点とは、審査項目の見積金額の欄に当たるのですか。

○教育センター

おっしゃるとおりです。

○高橋委員

わかりました。実施要領は公開対象になると思うのですが、6割以上を獲得していることと、仕様内容を満たすということが一般的にわかるのかが少し気になりました。仮にこの仕様を満たしているかどうかが一番重要だとすれば、単に6割と書くだけでなく、仕様を満たしかつ6割とか、あるいは

は6割を獲得したときは仕様を満たすことを意味するなど、もう少し明記すべきだと思います。

○教育センター

現在、採点項目は公表しています。今後、プロポーザルの実施にあたっては、評価点の配点の凡例といたしますか、こういった場合にはこういった得点をつけるという基準も併せて記載する等の検討をさせていただきます。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。今後については、今回の意見を踏まえて進めていただきたいと思います。

【案件5】教育用タブレットPC（GIGA スクール構想対応用）

○教育総務室 説明

○高橋委員

システム構築業者とタブレット納入業者が同一の業者であれば、システムに何らかの不具合が生じた場合に対応しやすいというメリットはあると思います。一方で、タブレットの需要は全国的に増加していると考えられますので、1者のみに依存している状態では、仮にシステムの不具合があった場合に速やかに対応してもらえないという恐れはないのですか。

○教育総務室

今回納入するタブレットPCは既製品なので、システム構築業者と同一の業者であっても、システムの不具合への対応は可能と判断しました。

○高橋委員

仮に、不都合が生じるという判断があった場合にはどうされますか。入札は中止するといった対応はされますか。市が事前に同一業者が落札すると不都合が生じると分かっている場合にそれを阻止する方法はあるのですか。

○教育総務室

今回は事前にそのような不都合はないと判断したので、公募をしています。落札後に契約を保留するというような措置をする手立てはありません。あくまで、不都合がないと判断したうえで公募をしました。

○高橋委員

事前に関連する別の案件と同一業者が落札することが不都合であると分かっている場合は、その業者を外して公募をするということですか。

○教育総務室

そのとおりです。

○高橋委員

そのような制限付一般競争入札は可能なのですか。

○教育総務室

不都合が事前に分かっている場合は、入札の公告で条件を付ければ可能です。

○梶委員

一体性が損なわれるという問題はあるかもしれませんが、学校ごとに違う機種としたり、導入時期をずらすなど、分離する方法も考えられたのではないかと思います。今回は高額の契約となりましたが、分散すればより競争性がある契約が可能になった可能性があります。

○中村委員長

システムの構築保守業者とタブレット PC の納入業者について、前者はプロポーザル、後者は制限付一般競争入札を採用していますが、同一業者が落札した場合に市として不都合が生じる場面は想定されるのですか。

○教育総務室

不都合は想定されません。

○中村委員長

タブレット購入の入札において、システム構築業者が有利になるとしたら問題があると思います。今回はそのような問題はないですか。

○教育総務室

問題はありません。

○梶委員

なぜ他の業者は入札に参加してこなかったのでしょうか。

○教育総務室

その点については把握していません。

○高橋委員

タブレット端末の導入について、全国の小中学校からの需要が高まっているので、業者が逼迫していることは考えられますか。

○教育総務室

当初は文部科学省が全市町村で3年計画での導入を想定していましたが、新型コロナウイルスの影響で、今年度中に導入する必要が生じました。そのため、急に需要が高まったと推測しています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

**【案件6】吹田市下水処理場等遠方監視運転操作維持管理委託業務
浄配水施設等夜間運転管理及び巡回点検業務【長期継続契約】**

○高橋委員

資料を見せていただいて、非常にたくさんの資格を要求していることがわかりますが、有資格者一覧にある人数を下水処理場ごとに配置しなければならないのですか。

○水再生室

はい。下水処理場の設備に合わせて必要な資格となっています。

○高橋委員

ある程度規模が大きい業者でなければ入札できないと推測されますが、予想できた入札業者数はどれくらいでしたか。

○水再生室

入札参加資格の中に下水道施設維持管理業者登録規程第2条に基づく登録を行っていることがあり、大阪府下で33者あります。規模の要件もありますので、全ての業者が入札できるわけではありませんが、入札参加条件を満たす業者が複数あるということは確認しています。前回の入札は2者でしたので、入札に参加する業者は多くはないという認識はありました。

○高橋委員

水道の案件についても同様の質問をします。

○水道部浄水室

落札業者を含め4者は入札参加条件を満たすと考えていました。

○高橋委員

実際の入札では1者でしたが、どのように分析されていますか。

○水道部浄水室

専門の技術者を13名配置する必要がありますが、今回の入札のタイミングでそれだけの人員を準備することが難しかったのではないかと思います。前回の入札は3者の参加があったため、今回も3者くらいの入札参加が見込めると考えていました。

○高橋委員

今回落札した業者は、上下水道関連の他の業務でも落札されているのですか。

○水道部浄水室

昨年度に1件契約しましたが、現在は別途業務の契約はありません。

○水再生室

下水道業務では他に契約はありません。

○高橋委員

今回は他の業者が何らかの事情で入札の準備をできる状況ではなかったという理解を担当課としてされているということですか。

○各担当課

はい、そのとおりです。

○梶委員

入札参加要件に共同企業体による参加者でないことを加えた趣旨は何ですか。

○水再生室

工事の場合は、大企業のノウハウを市内業者が学ぶことによる市内業者育成のメリットはありますが、他市で共同企業体の構成員の技術力が不足していて苦労したと聞いたこともあり、本業務の場合は共同企業体のメリットを見いだせませんでした。

○梶委員

入札の参加者をいかに増やすかという中で、この条件は必ずしも必要でないと思うのですがどうですか。

○水再生室

民間のノウハウを活用する包括的民間委託の手法を取り入れることによって、今よりは参加しやすくなると考えています。共同企業体というよりは、包括的民間委託の方向で、次回の契約を検討していきます。

○中村委員長

入札参加者が1者では競争性が確保されないので、入札参加者が増えるように配慮することは必要不可欠です。包括的民間委託とは下水処理場ごとに包括的に業務委託をするということですか。

○水再生室

下水処理場ごとではなく、全ての施設を一括で委託します。

○中村委員長

包括的民間委託をすることで入札参加者が増えることになると言われましたが、なぜですか。

○水再生室

現在は、仕様書でこの業務をしなさいということを細かく定めていますが、包括的民間委託では業者で点検を行い、状態によっては点検の期間をもう少し長くすることなどもできると考えられます。維持管理作業の見直しをすることによって人員を減らすことが可能となり、必要とする人員が減れば、入札に参加しやすくなるのではないかと考えます。

○中村委員長

上水道の方では、今後入札参加者を増やす方策を何か考えていますか。

○水道部浄水室

今の条件で安全な水を作ることができると考えています。次の入札に向けてどうしたら入札参加者が増えるのか調査を行い、可能な範囲で条件の緩和について検討していきたいと思います。

○中村委員長

条件の緩和を求めているのではなく、入札参加者が増えなければ競争入札の実効性が確保できませんので、その点について配慮をお願いしたいと思います。

○高橋委員

施設ごとに入札をすればもう少し入札参加者が増えると思いますが、上水道の場合ではエリアを区切って発注することは難しいのですか。

○水道部浄水室

現在、泉浄水所で集中管理を行っています。これを分けるとなると、もっと人員が必要となることと、受注した業者ごとに情報を共有する必要があるが出てきますので、現状がベストと考えております。

○高橋委員

災害が起こったときに1者で対応してもらうことについてのリスクはありませんか。

○水道部浄水室

日中は吹田市の職員が常駐しています。夜間も吹田市職員の呼び出しの連絡体制を整えていますので、現状のシステムで問題ないと考えています。

○水再生室

下水道部でも日中は吹田市の職員が常駐しています。大雨警報時等で人が足りない場合は業者に増員をしてもらっています。災害が起きた場合でも駆けつけて対応してもらうことが可能です。

○中村委員長

次回以降の入札では、入札参加者が増える方策について検討をお願いします。

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

【案件7】 泉浄水所フラッシュミキサー・フロキュレータ操作盤更新工事
片山浄水所・泉浄水所連絡管 連絡弁盤設置工事

○水道部企画室 説明

○梶委員

入札参加者が少なかった理由として、入札時期が早かったとの説明がありますが、それは今期特有の事情と考えているのですか。

○水道部企画室

今年度は電子入札システム改修の関係で前倒しで入札を行いました。今年度特有の事情だったと認識しています。

○梶委員

この工事は定期的に行われているのですか。

○水道部浄水室

水道施設を操作・制御する電気設備の制作や施工で似たような案件を発注しています。

○梶委員

大阪北部地震の影響でこのような工事が集中したということではありませんか。

○水道部浄水室

地震は関係ありません。約30年前に新設された水道施設が更新時期を迎えているという水道業界全体の流れだと推察されます。

○梶委員

遅い時期の入札にすれば、入札参加者は増えるのでしょうか。

○水道部浄水室

見積りを取った業者に確認したところ、大阪市等の規模が大きい案件を優先したいので、先に入札が行われた、規模が小さい吹田市の案件は辞退したとのことでした。

○高橋委員

案件をまとめて規模を大きくして、業者にとって魅力がある案件とする余地はあるのですか。

○水道部浄水室

水道施設を運用しながら電気設備を更新していくという特殊な事情があります。まとめて発注となると水処理全体を止める期間が長くなり、水の供給量が不足する可能性があるため、泉浄水所ではまとめて発注はできていません。

○中村委員長

今回は入札時期が早かったということですが、通常の入札時期はいつ頃ですか。

○水道部浄水室

これまでは8月頃に公告をしていました。

○中村委員長

他市の更新工事の発注は8月前後と考えてよいのでしょうか。

○水道部浄水室

業界新聞等で大まかには把握していますが、個別の案件の詳細までは把握していません。工期内に終わらせることを前提に発注していますので、発注時期が集中してしまうということはありません。

います。

○中村委員長

本来予定していた8月頃に公告をしていれば、入札参加者が1者ではなかったと考えられますか。

○水道部企画室

1者ではなかった可能性はあると認識しています。

○梶委員

電子入札システムを使わなければならなかったのでしょうか。

○水道部企画室

事前に電子入札をする金額帯を業者にお知らせしており、この案件についてもその金額帯であったため電子入札を行いました。

○梶委員

何十者も入札に参加する見込みがあり、手作業が大変ということならともかく、5、6者ぐらいなら手作業でも適正な入札が可能だと思います。電子入札システムが使用できない場合に、アナログの入札を行うことは規則的にできないのですか。

○水道部企画室

電子入札ができない場合は紙入札に切り替えることは可能です。電子入札で発注した当初は発注時期が早いことでこのような入札結果になるとは想定していませんでした。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

【案件8】 阪急山田駅前自転車駐車場早朝・夜間警備業務及び機械警備業務【長期継続契約】

阪急千里山駅前東自転車駐車場夜間管理業務【長期継続契約】

JR吹田駅前北自転車駐車場夜間管理業務【長期継続契約】

○総務交通室 説明

○梶委員

阪急山田駅前とJR吹田駅前北自転車駐車場の契約先は、前回の契約業者とは別の業者ですか。

○総務交通室

3案件とも前回の契約業者と同じです。

○梶委員

その中で阪急千里山駅前の案件だけが著しく競争性を高めたということですか。予定価格はどのように算定されていますか。

○総務交通室

予算の段階で契約中の業者から参考見積りを取り、その金額を参考に設定しています。

○梶委員

予定価格は自転車駐車場の規模に比例しますか。

○総務交通室

駐輪可能な台数や駐輪場が分散している等、それぞれの駐輪場ごとの細かい条件を加味した設計に

なっています。

○高橋委員

業務内容からすると積算内容のうち人件費が大きな割合を占めると思われますが、予定価格もそのような内容で積算されたのですか。

○総務交通室

おっしゃるとおりです。

○高橋委員

落札率が非常に低い阪急千里山駅前の業務の人件費の積算について点検はされたのですか。

○総務交通室

業者から取った見積りを参考に設計しています。

○高橋委員

この業務に従事している人に対して十分な人件費が支払われているのかが心配です。契約内容の実施状況の報告等は後で提出を求めるのですか。

○総務交通室

月に1回、警備日誌という形で報告してもらい業務担当で精査しています。

○高橋委員

従事者の人件費が不当に安くなっていないか確認できるのですか。

○総務交通室

業務が確実に履行されているかは報告書で確認できますが、業者から警備員に対して支払われた賃金までの報告は義務付けていません。業者を信頼してお任せしています。

○高橋委員

最低制限価格の設定はしていないのですか。

○総務交通室

工事ではないため、最低制限価格は設けていません。

○高橋委員

人件費が多くを占めるような業務内容の契約に関して、最低賃金から考えてこれくらいが限界の価格だと算出でき、そこから考えて少し問題ではないかと思うレベルであれば、何か対策を考えた方がよいのではないかと思います。

○総務交通室

官公庁の発注となりますので、最低賃金を割り込んではいけないという大原則が守られているかというところには目を光らせていきたいと考えています。業者からは、新型コロナウイルスの影響もあり、この契約は絶対に落とせなかったと聞いています。推測となりますが、確実に落札できる金額で応札されたのではないかと考えます。

○高橋委員

今のお話では、従業員の賃金が最低賃金を割ることがないような対策として、具体的な方法が見えなかったのも、そこを考えてもらいたいと思います。

○中村委員長

契約している業者から見積りをもらい、それを参考に予定価格を算定したということですが、駐輪場の警備・監理業務ということで業務が共通しているので、3者から出てきた見積りを比較し予定価

格を算定することは可能だったのですか。

○総務交通室

工事案件のように細かい単価を作ることはせずに、提出された見積りを参考に、最低賃金を割り込んでいないか、他と比較して著しく高い時間単価でないかを確認して予定価格を設定しました。

○中村委員長

今回の予定価格は、前回の予定価格と比べて大きな差異はあるのですか。

○総務交通室

人件費の上昇を反映したことや、千里山駅前駐輪場の業務は今回から業務時間を1時間早める仕様変更を行いました。警備業の性質から兼業をされている警備員の方が多いため、1時間業務時間を早めると、前の仕事との兼ね合いで人員を集めるのに単価を上げないと集まらないと想定しており、それを含めた予定価格を設定しました。実際落札された額が予定価格の67.4%だったのは、新型コロナウイルスの影響で警備業界全体において人員が余り、単価を上げなくても人員を確保できたのではないかと推測しています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないと判断します。

【案件9】吹田市立千里第二小学校校舎等増築工事監理業務

○資産経営室 説明

○梶委員

設計業務と監理業務とをあわせて入札はしないのですか。

○資産経営室

設計業務が完了しなければ工事期間がわかりません。工事監理業務の委託料算出にあたり工事費や工事監理期間が関係してきますので、まずは設計業務を発注し、その後工事監理業務を発注して別々の契約としています。

○梶委員

設計業務と工事監理業務を同じ建築事務所が担当することが業界では通例なのですか。

○資産経営室

校舎の増築は計画通知を伴う工事であり、工事監理を行う上で法的な手続きが発生します。施工者の施工を確認するにあたって計画通知上の条件を満たしているかという確認も発生しますので、工事のスケジュールの中で迅速に行っていく上では、設計内容を熟知している設計者に監理してもらうことは効率的であると考えます。

○梶委員

法的手続きは施工業者ではなく監理業者が行うのですか。

○資産経営室

施工者で行うものもありますし、監理業者が行うものもあります。工事施工者から監理業者に施工図が提出され、監理業者が確認・承認を行う上で法的な要件を満たしているかを確認していかなければならないため、設計時の内容を熟知していることは効率が良いと考えております。

○梶委員

同一の業者が全てを行うとなるとなれ合いになるため、設計業者と監理業者を分けるというのはそれなりの意味があるのではないかと思います。

○中村委員長

設計を行ったものが監理業務を行うということは建築業界ではある程度あるのではないですか。

○資産経営室

事例として設計者が監理業務を行うことは珍しいものではないと考えております。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題はないと判断します。

○中村委員長

これもちまして、令和2年度第5回入札等監視委員会を終了します。

皆様、本日はどうもありがとうございました。